

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|------|--|-----------|---|-----|------------|----|------|----------|----|------|
| 項目名 | 事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討 | | | | | | | | | | | |
| 税目 | — | | | | | | | | | | | |
| 要望の内容 | <p>コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするための制度の検討に併せ、必要となる税制上の措置について検討する。</p> <table border="1" data-bbox="887 824 1490 994"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table> | | | 平年度の減収見込額 | — | 百万円 | （制度自体の減収額） | （— | 百万円） | （改正増減収額） | （— | 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | — | 百万円 | | | | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （— | 百万円） | | | | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （— | 百万円） | | | | | | | | | | |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的 事業再構築のための制度の検討に伴い必要となる税制上の措置について検討することにより、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にする。</p> <p>(2) 施策の必要性 事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することは、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にすることに資するため、本要望は必要である。</p> | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------------|------------------------|---|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | | <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p><参考> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>3. スタートアップの企業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>(2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>①事業再構築のための私的整理法制の整備</p> <p>日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる。</p> <p>コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性がある」と答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと（45.2%）、手続が簡潔で長期間を要しないこと（30.9%）、が重視されている。</p> <p>欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度も存在する。</p> <p>コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。</p> <p>また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。</p> |
| | | 政策の達成目標 | 事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することにより、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にする。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — | |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することは、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にすることに資する。 | |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|---|
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | — |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — | |